

幕藩前期三河国における年貢収取の史料学的考察

山 本 英 二

【要 旨】

本稿は、幕藩前期（17世紀前半）の三河国山間部を事例に、年貢割付状・年貢皆済目録・年貢小請取といった年貢文書について、史料学的な検討を試みたものである。

従来の年貢割付状や年貢皆済目録に関する研究は、定量分析もしくは古文書学的な様式研究がおこなわれてきたが、記録史料学的な関心からの研究はほとんどみられなかった。

本稿では、史料の制約からほとんど研究のない慶長～寛永期の年貢関係文書について、発給記載形式の詳細な分析をおこなった。その結果、三河国山間部では、銀納基準に基づく金納年貢制度が採用され、貫高・永高・石高が時期により併用されることが判明した。その理由は、三河国が東日本と西日本の交流・分岐点に位置する地理的条件に規定されていることにあると考えられる。

【目 次】

はじめに

1. 年貢割付状の成立と書式
2. 年貢割付状の記載内容と年貢収取状況
3. 年貢皆済目録の成立と書式
4. 年貢納入と幣制
5. 幕藩領主支配と銀納年貢強制
6. 年貢割賦と年貢勘定
7. 貫高・石高・永高

むすびにかえて

はじめに

近世における年貢に関する研究は、1960～70年代にかけて盛行した村落史研究では、年貢割付状や年貢皆済目録を利用した定量分析や古文書学的な様式研究がおこなわれた¹⁾。しかし80年代以降、近世史研究の問題関心の多様化にともなう村落史研究の比重低下もあってか、年貢収取についての基礎研究はほとんど姿を消した。とはいうものの年貢収取は、幕藩制における領主・村・百姓を把握するには最も基本となるものであり、年貢関係文書の研究の重要性

1) 書式検討に限るが、以下の通りである。荒居英次「年貢割付状の成立」(『古文書研究』第4号、1970年)、大野瑞男「年貢皆済目録の成立」(『史料館報』第27号、1977年)、朝尾直弘「初期免定の記載形式について」(『近世史研究』第28号、1959年)。

は少しも損なわれていない。

そうしたなかであって、記録史料学の立場からの安藤正人²⁾・佐藤孝之³⁾による研究は注目される。安藤は、越後国頸城郡岩手村佐藤家文書の構造的認識分析をおこない、近世的な年貢・諸懸帳簿体系の構造を解明した。とくに仮免状の発行にともない、年貢割付状は年貢皆済後の翌年春以降に発給されるようになるという興味深い指摘をしている。だが残念なことに岩手村佐藤家の年貢関係文書は、17世紀後半以降しかなく、17世紀前半の年貢文書の構造は未解明である。これにたいし佐藤は、17世紀の遠江国阿多古領を事例に、在地手代(のちに大庄屋)による年貢收取史料の作成・授受・管理のあり方を検討し、在地手代が代官と村の中間で、年貢徴収の実務に携わっていたことを明らかにした。しかし史料が元和年間以降しか残されておらず、慶長期について触れられないのが惜まれる。

そこで本稿では、幕藩前期における三河国の年貢について、①幕藩前期の年貢割付状・年貢皆済目録・年貢小請取の発給・記載形式の特徴および様式変化の把握、②年貢收取と石高制・幣制の相互関係、以上二点にかかわらせて基礎的検討を試みる。

①は、すでに研究蓄積の豊富な分野であるが、三河国を事例にした研究は少なく、地域的な成果の蓄積という点で有益である。くわえて粟代村は、幕藩前期の年貢收取関係文書類が、年貢割付状・年貢皆済目録からはじまって、年貢小請取にいたるまで、ほぼ欠けることなく残されていて、詳細な年貢收取の実態が把握できる。②は、石高制がどのように機能するのか、村請制と年貢收取の態様について考察する。三河国、とりわけ山間地帯に属する設楽郡では、金納と銀納、そして一部現物納がおこなわれており、その推移を追及することで、三河国山間部幕領の地域性がうきぼりにできる。そして年貢貨幣納の形態を、17世紀前半の三河国の地域的特質と三河国内部の地域的偏差を考慮して検討する。

本稿で分析対象とする三河国設楽郡粟代村は、現在の愛知県北設楽郡東栄町大字振草字下粟代である⁴⁾。地理的には三河・遠江・信濃国境地帯に位置する山間村落で、天正18年(1590)検地によると、村高250石5斗2升、うち田方12石2斗6升2合、畑方238石2斗5升8合という畑作中心の村である。元和3年(1617)に小林村が分村して184石1斗2升、さらに慶安3年(1650)には中村が分かれ、78石6斗7升7合(うち新田高2石1斗1升5合)になる。家数・人数は、明暦3年(1657)当時で26軒112人である。支配の概要は、天正18年まで徳川家康の五ヶ国領国、同年から慶長5年(1600)まで三河国吉田城主池田輝政領、慶長5年以降は、慶長14～元和5年(1609～19)に駿府徳川頼宣領だったほかは、近世を通じて幕府直轄領であった。

2) 安藤正人『記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』第2章(吉川弘文館、1998年)。

3) 佐藤孝之「近世前期の広域村落支配と史料の作成・授受・管理—北遠幕領を事例として—」(高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』北海道大学図書刊行会、2000年)。

4) 本稿で使用する史料は、とくに断らないかぎり、愛知県北設楽郡東栄町大字振草字下粟代・金田新五右衛門家文書である。当該文書を用いた先行研究に、所理喜夫『徳川將軍権力の構造』(吉川弘文館、1984年)。初出は同「貫高制論考—公田百姓と村落領主との関連において—」(『駒沢史学』第21号、1974年)。並木克央「庄屋役について—三河山間部を事例として—」(『駒沢大学史学論集』第9号、1979年)、同「村方騒動とその背景に関する一考察—三河国設楽郡粟代下村を事例として—」(『地方史研究』第171号、1981年)、同「東三河山間部の延宝検地」(『駒沢大学史学論集』第13号、1983年)がある。

1. 年貢割付状の成立と書式

まず、年貢割付状の発給・記載形式の特徴およびその変化の把握から検討を始めたい。表1は粟代村の年貢割付状のうち、最古のものである慶長14年（1609）から、幕領検地が施行される前年の延宝5年（1677）まで69年分（うち3年分は欠年）を、発給年月日、表題、村高、取銀（年貢額）、差出、受取に注目してならべたものである。これによって全体の趨勢をみると、発給年月日は、正保年間までは、10月中旬から12月中旬まで毎年のように変わっていて一定することがない。しかし慶安元年（1648）以降は、ややばらつきはあるものの11月に発給されている。とくに寛文2～延宝4年（1662～76）は、11月15日に固定されている。

つぎに表題を見ると、寛永12年（1635）以前と以後では全く違っている。それまでは「村名+十二支+「御年貢（あるいは御成ケ）可納事（あるいは可納割付之事）」と記されていたが、寛永10～11年（1633～34）の「村名+十二支+「免相定之事」」記載を経て、寛永12年からは「村名+十二支+「下札」」に変化する。とくに正保4年（1647）以後は、「十二支+「下札」」だけの記載形式に純化する。ただし、寛文2～12年（1662～72）の鈴木八右衛門の支配期間は「十二支+「免相定下札」」である。すなわち寛永12年以降は、「下札」が表題に採用されるのが最大の特徴である。

ちなみに「地方凡例録」には、つぎのような記述がある⁵⁾。

割付・免状ともに百姓上納年貢の目録にして、上方と関東にては名目違ふなり、関東にては割付と云い、駿河より上方筋・中国・西国方にては免状と唱へ、又国により下札と云処もあり（中略）下札と云は料所にはなく、遠国の私領等にて下札と云処もある由なれども其謂れ解せず、按ずるに料所の割付・免状の様に、高反別・田畑の分ちを巨細に記さず、納べき米金辻を記し、免計りを付て村々へ渡す処もありて、是は下札の様な端書ゆへ、下札と唱ふる成べし、

これによると年貢割付状は、駿河以西は免状、関東では割付と呼ばれたと記されている。さらに下札は、遠国の私領に見られる呼称で、幕領には見られないとされている。粟代村では、寛永9年までは、東日本型の「割付」が用いられ、その後「下札」に変化する。この下札は、遠国の私領にしかないとされるが、粟代村のような三河国幕領でも使用されており、それも三河国出身の代官鳥山牛之助・鈴木八右衛門の特徴である。また下札の名称は、年貢量と免率ばかりを記す簡略な端書に由来すると推測している。

しかし粟代村で見ると、年貢割付状の名称は、地域差もさることながら、時代と領主（代官）による差異が著しいことがわかる⁶⁾。たとえば粟代村では、宛所は一時期村名や百姓名を使用することを除けば、西日本型の「庄屋」呼称が一貫して用いられている。この多様性こそ、三河国が幕領編成上おかれている地域的特質を反映するものといえよう。つまり、東西の分岐点に相当する三河国の地理的位置が、記載様式の東西日本型の併存にあらわれるのである。

5) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』（近藤出版社、1969年）下巻74～75頁。

6) さらにつけくわえると、粟代村では、元禄5～宝永5年（1692～1708）まで再び「可納割付之事」が用いられ、その後また「下札」にもどる。北遠幕領では、貞享2～元禄4年（1685～91）、代官美濃部五右衛門の時に、「免定下札」呼称が採用されている（前掲註3佐藤論文）。

表1 粟代村年貢割付状一覽

発給年月日	表題	村高	取銀	差出	受取
慶長 14 (1609) 12.12	粟代村酉年御年貢可納事	250.520	1100	彦坂九兵衛	百姓中
慶長 15 (1610) 12. 1	粟代村戌歳御年貢可納事	250.520	1100	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
慶長 16 (1611) 11. 5	粟代村亥ノ可納御年貢之事	250.520	1130	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
慶長 17 (1612) 11.26	子歳粟代村御年貢可納事	250.520	1120	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
慶長 18 (1613) 11.21	粟代村丑御年貢可納事	250.520	1120	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
慶長 19 (1614)	(欠)				
元和元 (1615) 11. 5	粟代村卯御年貢可納事	250.520	936	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
元和 2 (1616) 11.12	辰年粟代村御年貢可納事	250.520	1029	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
元和 3 (1617) 11.10	納粟代村巳之御年貢事	182.120	748	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
元和 4 (1618) 10.13	納粟代村午ノ御年貢之事	182.120	783	彦坂九兵衛	庄屋百姓中
元和 5 (1619) 11.11	未ノ歳御年貢可納割付之事	182.100	823	曾根源藏	庄屋惣百姓中
元和 6 (1620) 12. 2	粟代村申歳御年貢可納割付之事	182.120	838	中川勘介	庄屋百姓中
元和 7 (1621) 11.23	粟代村酉年可納御成ケ割付之事	182.120	847	中川勘介	庄屋小百姓中
元和 8 (1622) 11.15	粟代村戌御成ケ可納割付之事	182.120	821	中川勘介	庄屋百姓中
元和 9 (1623) 11.15	粟代村亥歳御成ケ可納割付之事	182.120	849	中川勘介	庄屋百姓中
寛永元 (1624) 10.24	粟代村子歳御成ケ可納割付之事	182.120	852	中川勘介	庄屋百姓中
寛永 2 (1625) 11. 3	粟代村丑歳御成ケ可納割付之事	182.120	860	中川勘介	庄屋百姓中
寛永 3 (1626) 11.11	粟代村寅歳御成ケ可納割付之事	182.120	830	中川勘介	庄屋百姓中
寛永 4 (1627) 10.27	粟代村卯歳御年貢可納割付之事	182.120	834	中川勘介	庄屋百姓中
寛永 5 (1628) 11. 3	粟代村辰年可納御成ケ割付之事	182.120	834	中川勘介	庄屋百姓中
寛永 6 (1629) 11.25	粟代村巳御年貢可納割付之事	182.120	834	安藤弥兵衛	庄屋百姓中
寛永 7 (1630) 12. 1	粟代村午御年貢可納割付之事	182.120	834	安藤弥兵衛	庄屋百姓中
寛永 8 (1631) 11.23	粟代村未ノ御成ケ可納割付之事	182.120	892	安藤弥兵衛	庄屋百姓中
寛永 9 (1632) 11.26	粟代村申歳御成ケ可納割付之事	182.120	775	安藤弥兵衛	庄屋百姓中
寛永 10 (1633) 11.11	粟代村酉ノ免相定之事	182.120	733	松平清左衛門	庄屋百姓中
寛永 11 (1634) 11. 5	粟代村戌ノ免相定之事	182.120	809	松平清左衛門	庄屋百姓中
寛永 12 (1635) 12. 3	あわ代内本郷村亥ノ年免相定下札	182.120	803	鳥山牛之助・鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛永 13 (1636) 12.12	本郷村子年下札	182.120	781	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
寛永 14 (1637) 11.28	粟代本郷村丑之歳下札	182.120	928.8	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
寛永 15 (1638) 11.21	粟代本郷寅年下札	182.120	983.8	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
寛永 16 (1639) 12. 3	卯之年下札	182.120	978.4	鳥山牛之助	あわ代本郷分
寛永 17 (1640) 11.16	設楽郡粟代村本郷辰年下札	182.120	1142.3	鳥山牛之助	庄屋百姓中
寛永 18 (1641) 12. 3	設楽郡粟代村巳年御成ケ下札	184.235	1248.6	鳥山牛之助	庄屋百姓中
寛永 19 (1642) 11. 3	午年下札	184.235	910.6	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
寛永 20 (1643) 11.15	設楽郡粟代ノ本郷未之年下札	184.235	1051.3	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
寛永 21 (1644) 11.20	粟代本郷分申之年下札	184.235	1003.6	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
正保 2 (1645) 10.28	設楽郡粟代本郷酉年下札	184.235	1159.4	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
正保 3 (1646)	(欠)				
正保 4 (1647) 11.20	亥年下札	184.235	1219.7	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
慶安元 (1648) 11. 5	子之年下札	184.235	1238	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
慶安 2 (1649) 11.11	丑歳下札	184.235	1185	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
慶安 3 (1650) 11.11	寅年下札	78.677	437	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
慶安 4 (1651)	(欠)				
承応元 (1652) 11. 3	辰歳下札	78.677	387	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
承応 2 (1653) 11. 6	巳年下札	78.677	464	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
承応 3 (1654) 11.11	午之歳下札	78.677	434	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
明暦元 (1655) 11.27	未之歳下札	78.677	383	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
明暦 2 (1656) 11.20	申之歳下札	78.677	461	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
明暦 3 (1657) 11.11	酉年下札	78.677	529	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
万治元 (1658) 12. 2	戌年下札	78.677	464	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
万治 2 (1659) 11.11	亥年下札	78.677	482	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
万治 3 (1660) 11.16	子之歳下札	78.677	369	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
寛文元 (1661) 11. 3	丑之年下札	78.677	447	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
寛文 2 (1662) 11.15	寅年免相定下札	78.677	447	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 3 (1663) 11.15	卯年免相定下札	78.677	383	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 4 (1664) 11.15	辰之年免相定下札	78.677	447	鈴木八右衛門	庄屋百姓中
寛文 5 (1665) 11.15	巳年免相定下札	78.677	469	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 6 (1666) 11.15	午年免相定下札	78.677	443.5	鈴木八右衛門	粟代之内新五右衛門
寛文 7 (1667) 11.15	未年免相定下札	78.677	353.5	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 8 (1668) 11.15	申年免相定下札	78.677	330	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 9 (1669) 11.15	酉年免相定下札	78.677	374	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 10 (1670) 11.15	戌之年免相定下札	78.677	347	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 11 (1671) 11.15	亥年免相定下札	78.677	342	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
寛文 12 (1672) 11.15	子年免相定下札	78.677	356	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
延宝元 (1673) 11.15	丑之年下札	78.677	330	鈴木八右衛門	庄屋惣百姓中
延宝 2 (1674) 11.15	寅年下札	78.677	328	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
延宝 3 (1675) 11.15	卯之年下札	78.677	372	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
延宝 4 (1676) 11.15	辰年下札	78.677	379.8	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中
延宝 5 (1677) 12.27	巳年下札	78.677	*395.9	鳥山牛之助	庄屋惣百姓中

〈備考〉* :他に米0.515石。

2. 年貢割付状の記載内容と年貢収取状況

つぎに記載内容の具体的な検討に入りたい。粟代村に現存する最古の年貢割付状は、慶長14年（1609）のものである。

粟代村西年御年貢可納事
 一、高式百五拾石五斗式升
 此取耆貫百匁 丁銀
 右十二月廿日以前ニ皆済可仕者也、
 慶長十四
 西十二月十二日
 (坂)
 彦九兵衛(印)
 百姓中

このように幕藩初期の年貢割付状は、表題・村高・取銀・皆済期日・年号月日・発給者・宛所を記しただけの簡単な指紙形式のものであった。発給者の彦九兵衛とは、彦坂九兵衛光正のことで、この当時大御所家康の下で駿府町奉行を務め、また駿府城主徳川頼宣の奉行人として東三河一帯の支配を担当していた⁷⁾。宛所もしばしば指摘されているとおり、発給者の位置と平行して書かれている。このような指紙形式の年貢割付状は、つづく曾根源蔵、中川勘介、安藤弥兵衛の支配期間にも継続して使用されている。「地方凡例録」では、簡略な記載のものを「下札」と理解するが、粟代村の事例では、まったく逆である。

寛永10年（1633）、松平清左衛門の段階になると、やや詳細な記述が見られるようになる。

粟代村西ノ免相定之事
 一、式百五拾石五斗式升 高辻
 此わけ
 百八拾式石壹斗式升 本郷分
 内七石八斗七升式合 当付荒引
 此取銀七百三拾三匁
 六拾八石四斗ハ 小林村
 内三石三斗七升四合 当付荒引
 此取銀三百拾九匁
 取銀合耆貫五拾式匁 丁銀也
 右之通、極月十日以前ニ皆納可仕候、此免状小百姓共ニ不殘見せ申、損徳無之様ニ可仕候、以上、
 寛永十年
 西ノ霜月十一日
 (松平清左衛門)
 松 清左(印)
 右之村庄屋
 百姓中

この年貢割付状がそれまでのものと異なっているのは、はじめて引高が記されたこと、「此

7) これまで粟代村が徳川頼宣領であったことは必ずしも指摘されていない。しかし、元和5年8月28日付の村指出が、頼宣移封後の知行地引渡担当者である中野七蔵宛に書き上げられていること、そして、大坂の陣から帰途につく「常陸様」=頼宣に人馬賃銭が差し出されていることからみて明らかである。

免状小百姓共ニ不残見せ申、損徳無之様ニ可仕候」という披露文言が加えられたことである。なお本郷分(=下粟代村)と小林村分が別記されているが、寛永10年当時、すでに両村は分村している。また、一紙に両村分が合載されたのはこの年だけであり、あくまで例外的措置にすぎない。以後、奥書の皆済期日・割付文言に精粗はあるものの、この書式が延宝4年(1676)まで使用される。そして延宝5年以降、田畑屋敷総面積・等級反別・引高・納合(総年貢量)・小物成が記載された、普通一般に年貢割付状といわれるものが成立する。なお付言すれば、年貢割付状成立の指標を17世紀後半の定型化した記載様式に求め、そのような書式がいつ完成するかによって、成立年代を把握するのは正しくない。少なくとも年貢村請のかたちで、毎年の年貢総額を明確にした証文が領主から発給されることこそが、中世とは異なる近世の年貢史料の最大の特徴なのであり、よってそれが年貢割付状の成立と考えられるのである。だから記載内容・書式の精粗は各時期の徴租方法に規定された地域差および段階差と見るべきだろう。

つぎに幕藩前期の年貢収取の動態を見ておきたい。といっても、村高が時期によって違っているため、単純な比較はできないが、とりあえずその具体相を把握することに努めたい。ふたたび表1を見てほしい。これによると慶長13~延宝5年(1608~77)までの取銀量の変遷が知られる。

粟代村の場合、小林村が分かれる元和3年(1617)までは、1000匁前後のほぼ安定した年貢収納量を示している。そして、元和3年から中村が分かれる慶安3年(1650)までの間は、分村直後から徐々に収納量が引き上げられる。なお寛永9・10年(1632・33)に一時的な低下が見られるが、これは引高が年貢割付状に記載される時期と一致する。おそらく実際の耕作地を基準に年貢が収納されたことを意味すると考えられる。ついで新田開発により村高が微増する寛永18年(1641)以降は年貢収納のピークをむかえる。しかも最高で1248匁余(寛永18年)にもものぼり、それは小林村が分村する以前の水準をはるかにうわまわる。粟代村において年貢収納のピークを迎えたこの時期は、深刻な大飢饉が全国に蔓延している。粟代村でも寛永19年(1642)には年貢収納の低下がみられるが、それも一年でもちなおしている。このようなときに年貢増徴が可能だったのはなぜだろうか。結論的にいえば、粟代村が畑方中心であったこと、くわえて米納年貢ではなく、銀を収納基準とする金納年貢制を採用していたことが大きい(後述)。

つづく慶安3年から延宝5年までの期間は、明暦3年(1657)の529匁をピークに、漸増増減をくりかえしながら、次第にその収納水準を下げていく。この時期は、寛文・延宝期の幕府領総検地施行による村高自体の増加と年貢量の絶対的向上へと志向する前段階にあたる。

3. 年貢皆済目録の成立と書式

前章では、年貢割付状の取銀記載から、粟代村における年貢収取の趨勢を見てきた。つぎに年貢収取の実態を、年貢皆済目録の成立とかわらせて分析したい。年貢皆済目録の成立は、年貢割付状とちがってそれほど明確にはならない。なぜなら年貢収取方法・形態に左右されるからであり、なおかつ村請制の展開過程と密接に関係するからである。

また何をもって年貢皆済目録とするのかは難しいが、代官あるいは代官手代の発給した手形で、その年の年貢総額が記載された証文を当面そう解釈しておく。こうした年貢皆済目録を一

表 2 粟代村年貢皆済目録一覽

年貢割付状年月日	年貢皆済目録年月日	表題	差出	受取
(慶長 5・1600) (慶長 6・1601) (慶長 13・1608)	慶長 6. 2.20 慶長 7. 3. 6 慶長 16. 7. 5	納子ノ粟代村石米之事 納丑歳粟代村御年貢米之事 粟代村申之御年貢之事	宮内 森右馬助 彦坂九兵衛内木村喜兵・大河吉左 彦坂九兵衛内大河吉左・木村喜兵 彦坂九兵衛内・木村喜兵・大河吉左	(政屋) 左助 庄屋中
慶長 14 (1609) 12.12	慶長 16. 7. 5	粟代村酉之御年貢之事	本間長兵衛代山田理右衛門尉 本間長兵衛代田十右衛門・佐作兵衛 小山猪兵衛 鎌田五郎右衛門尉	庄屋中
慶長 15 (1610) 12. 1	慶長 16. 7. 5	粟代村戌之御年貢之事	井上八右衛門	庄屋中
慶長 17 (1612) 11.26 慶長 18 (1613) 11.21 元和元 (1615) 11. 5	慶長 18.11.17 慶長 19.11.12 元和元.12.21	納粟代村子ノ年皆済之事 納粟城村丑ノ御年貢之事 納粟代村卯ノ御年貢銀子之事	本間長兵衛代山田理右衛門尉 本間長兵衛代田十右衛門・佐作兵衛 小山猪兵衛 鎌田五郎右衛門尉	新兵衛 新兵衛 (なし)
元和 4 (1618) 10.13 元和 5 (1619) 11.11	元和 5. 4.13 元和 5.12.10	納粟代村午御年貢之事 未御年貢皆済之事	井上三右衛門 井上三右衛門	新兵衛 庄屋左平次・百姓 左平次
元和 6 (1620) 12. 2	元和 6.閏12.17	請取申粟代村申ノ御年貢之事	井上三右衛門	庄屋衆
元和 7 (1621) 11.23 元和 8 (1622) 11.15	元和 7.12.22 元和 8.12.13	請取申酉御年貢銀之事 請取申粟代村戌御年貢銀之事	井上三右衛門 井上三右衛門	左平次 庄屋衆
元和 9 (1623) 11.15	元和 9.12.18	請取申粟代村亥ノ御年貢銀之事	井上三右衛門	庄屋衆
寛永元 (1624) 10.24	寛永元.12.17	請取子ノ御年具〔貢〕銀子之事	井上三右衛門	左平次
寛永 2 (1625) 11. 3 寛永 3 (1626) 11.11 寛永 4 (1627) 10.27 寛永 5 (1628) 11. 3 寛永 6 (1629) 11.25 寛永 7 (1630) 12. 1 寛永 8 (1631) 11.23 寛永 13 (1636) 12.12 寛永 14 (1637) 11.28 寛永 20 (1643) 11.15	寛永 2.12.26 寛永 3.12.23 寛永 4.12. 6 寛永 5.12.22 寛永 6.12.20 寛永 7.12.25 寛永 8.12.25 寛永 13.12.25 寛永 14.12.25 正保 4. 5.22	預り申丑ノ御年貢金子之事 預り申寅御年貢銀之事 納申卯御成ケ銀子之事 請取申辰御年貢銀之事 うけ取巳年貢銀之事 請取午之御年貢銀子之事 請取申未之御年貢銀之事 納子ノ御年貢銀子之事 納丑ノ御年貢銀子之事 粟代村未之歳御成ケ銀子勘定仕切之事 粟代村申之歳御成ケ銀子勘定仕切之事	井上三右衛門 井上三右衛門尉 井上三右衛門 井上三右衛門 永田才三郎 葛山忠左衛門 葛山忠左衛門 平松弥兵衛 平松弥兵衛 岡田善右衛門 岡田善右衛門	左平次 左平次 新五右衛門 庄屋百姓中 庄屋百姓中 庄屋百姓中 新五右衛門 新五右衛門 八郎左衛門・八右衛門 八郎左衛門・八右衛門
寛永 21 (1644) 11.20	正保 4. 5.22	粟代村酉之歳御成ケ勘定目録 巳之歳御成ケ皆済目録	鳥山牛助内岡田善右衛門 岡田勘右衛門・川野五郎左衛門 岡田勘右衛門・鍋田平右衛門 岡田勘右衛門 岡田勘右衛門 岡田勘右衛門 岡田勘右衛門 岡田与宗右衛門 寸世文左衛門	庄屋百姓中 八郎左衛門
正保 2 (1645) 10.28 承応 2 (1653) 11. 6	正保 4. 8. 8 承応 2.12.13	未之御成ケ皆済目録 申之御成ケ皆済目録 酉之年御成ケ皆済目録 戌之年御成ケ皆済目録 亥之歳御成ケ皆済目録 丑之年御成ケ皆済目録 寅之年御成ケ皆済目録 新五右衛門分	寸瀬文左衛門	新兵衛 新兵衛 新兵衛 新兵衛 新兵衛 新兵衛 新兵衛 庄屋惣百姓中
明暦元 (1655) 11.27 明暦 2 (1656) 11.20 明暦 3 (1657) 11.11 万治元 (1658) 12. 2 万治 2 (1659) 11.11 寛文元 (1661) 11. 3 寛文 2 (1662) 11.15	明暦元.12.22 明暦 3. 3. 8 明暦 4. 4.10 万治 2. 4. 8 万治 2.12.17 寛文元.12. 7 寛文 2.12.21	寛文三年卯ノ御成ケ皆済目録 請取金子之事 〔 〕粟代村之内新五右衛門分皆済目録 午之年粟代村之内新五右衛門分御成ケ皆済目録 未之年新五右衛門分御成ケ皆済目録 申之年粟代之内新五右衛門分御成ケ皆済目録 酉之年新五右衛門分御成ケ皆済目録 戌之年粟代之内新五右衛門分御成ケ皆済目録 亥年新五右衛門分御成ケ皆済目録 子之年新五右衛門分御成ケ皆済目録	鈴木八右衛門 近藤与左衛門 近藤与左衛門 近藤与左衛門 近藤与左衛門 近藤与左衛門 近藤与左衛門 近藤与左衛門 近藤与左衛門	庄屋 庄屋組頭中 庄屋新兵衛・組頭・百姓中 庄屋組頭中 (なし) 庄屋組頭中 庄屋組頭中 庄屋・組頭・惣百姓中 庄屋組頭中
寛文 3 (1663) 11.15 寛文 4 (1664) 11.15 寛文 5 (1665) 11.15 寛文 6 (1666) 11.15 寛文 7 (1667) 11.15 寛文 8 (1668) 11.15 寛文 9 (1669) 11.15 寛文 10 (1670) 11.15 寛文 11 (1671) 11.15 寛文 12 (1672) 11.15	寛文 3.12.21 寛文 4.12.18 寛文 5.12.28 寛文 6.12.20 寛文 7.12.28 寛文 8.12.28 寛文 9.12.28 寛文 10.12.28 寛文 11.12.25 寛文 12.12.28	丑之年御成ケ皆済目録 寅之年御成ケ皆済目録 辰年御成ケ皆済目録	神谷太郎兵衛・岡田三十郎 岡田三十郎・神谷太郎兵衛 岡田三十郎・神谷太郎兵衛	庄屋惣百姓中 庄屋惣百姓中 庄屋惣百姓中

覧表にしたのが表2である。年貢割付状がほとんど欠けることなく残存しているのにたいし、年貢皆済目録は欠年が多い。これは現代のように予算制度を採らない近世社会にあっては、年貢割付状は重要な史料として必ず保存されるが、年貢皆済目録は保存度がどうしても低くなる。

また慶長年間には年貢小請取のみで、年貢皆済目録が発給されていない形跡がある。「地方凡例録」によると、代官は、村々から年貢を納入させる際、通帳を渡して上納するたびに記帳・捺印し、手代を村に派遣して取り立てるときには小手形を、手代名で出した。すべての年貢が皆済されると、通帳と小手形と引き替えに、年貢皆済目録が渡されると記す⁸⁾。しかし慶長期の粟代村では、必ずしも年貢小請取(小手形)は回収されるわけではなく、各年ごとに、こよりで綴られ、大切に保存されたようである。

それに年貢皆済目録が発給されている年でも、年内に発給された事例は元和元年(1615)だけで、そのほかは翌年以降である。なかでも慶長13・14・15年(1608・09・10)分は、慶長16年(1611)7月5日に一斉発給されている。ほかに正保年間にも、年内皆済が実現していない期間がある。とくに寛永20・21年(1643・44)および正保2年(1645)分は、正保4年(1647)に一斉発給されている。

この遅延の要因としては、村方の年貢未進が第一に考えられるが、なによりも慶長13～15年の場合は、それまで代官から年貢皆済目録が発給されることがなく、ようやく慶長16年にいたって、彦坂九兵衛によって、年貢皆済目録が3年分遡及するかたちで一斉発給されたと考えられる。すなわち慶長16年が年貢皆済目録毎年発給の画期なのである。また寛永20・21、正保2年の場合は寛永の大飢饉直後ということが背景にある。

参考までに慶長16年発給の年貢皆済目録を示すと、以下のとおりである。

粟代村申之御年貢之事

合巻貫百匁者 丁銀也

右手代竹生孫右衛門小請取改申、書替也、此外以来小うけ取出候共、可為本古候、重而九兵衛手形ニ取替可申候、仍如件、

慶長十六
亥七月五日

彦坂九兵衛内
木村喜兵(印)(花押)
大河吉左(花押)(印)

庄屋中

申=慶長13年分の年貢小請取は、手代竹生孫右衛門から慶長13年11月23日から翌14年正月10日にかけて計7通が出されている。この小請取を慶長16年7月5日に集約して、皆済目録が出された。なお奥書には、重ねて彦坂九兵衛の手形と取り替える旨を記すが、実際に発給された形跡はない。

つぎに表題をみると、これも時期によってまちまちである。大きくいえば、明暦年間以前と以後で変化がある。初期段階の表記では、「[納]」(もしくは「請取」)+村名+十二支+「御年貢銀之事」]が一般的である。最初に「皆済目録」文言が使用されるのは、明暦元年(1655)のことで、以後、「[十二支+村名+「御成ヶ皆済目録」]」に統一されるとともに年内皆済の原則もはじめて貫徹していくのである。

8)『地方凡例録』下巻68～69頁。

差出（発給者）は、ほとんどが代官手代によるものである。例外として慶長6・7年と寛文4年（1664）の3年間だけが代官自身の発給である。おそらく、年貢収納の必要上、実務担当者である代官手代の差出になっているのだろう。そして、受取（受給者）は個人宛あるいは庄屋宛のものから、「庄屋惣百姓中」あるいは「庄屋組頭中」へと変化し、年貢村請制が確立していくことが知られる。

粟代村の場合、年貢皆済目録の最も古いものは、つぎのようなものである。

納子ノ粟代村石米之事

式拾七石壺斗五升ハ先納

拾石四斗貳升八合ハ御蔵ニ納

政屋納

合三拾七石五斗七升八合

右皆済也、仍如件、

宮内（花押）（印）

慶長五年分 丑ノ二月廿日

この年貢皆済目録の表題に、「納子ノ粟代村石米之事」と記されているように米納年貢であったことがわかる。それは10石4斗2升8合が「御蔵ニ納」められていることからもうかがえる。「政屋」というのはよくわからないが、中世において政所の置かれた建物をさす「政所屋」だろう。興味ぶかいのは、慶長5年分の年貢が、丑年（慶長6年）2月20日という時期に皆済されているという事実である。慶長5年段階の支配者は吉田城主の池田輝政であり、その年貢収納権はいうまでもなく池田にある。しかし、関ヶ原戦争の論功行賞をうけて池田輝政は播磨国姫路に加増・転封され、粟代村は幕府直轄領に編入されている。三河国の戦後処理は、おもに代官頭層を主体勢力にしながら、慶長5年12月から同6年3月にかけておこなわれている⁹⁾。粟代村の慶長5年分の年貢は、新たに支配者になった徳川氏によって複数回にわたって収取されたのである。発給者の宮内は、後世の記録類では徳川系の代官松平宮内とされている¹⁰⁾が、一次史料はこれだけであり、いまのところ、どのような人物であるのか詳細は不明である。ついで、古いものはつぎのようなものである。

納丑歳粟代村御年貢米之事

合卅六石五斗七升八合者 但、銀子・大豆・米ニて如此納也、

右請取申所実正也、但請取不実之所者、引付を以勘定申候間、此外我等手代小請取被出候共、以来立申間敷候、為後日仍如件、

慶長七寅
三月六日

森右馬助（花押）（印）

あわしろ

佐助殿

これは慶長6年分の年貢が翌7年（1602）3月に皆済されたものである。前年と同じように、表題と合計の但し書きに米と明記していることから、やはり米納年貢を志向していたことがわかる。ただし、現実には銀・大豆・米によって納入された。しかも納入にあたってはそのつど代官手代から小請取がだされ、それを改めて代官が合計して年貢皆済目録に一括し、一紙にま

9) 山本英二「幕藩初期三河国支配の地域的特質」（藤野保編『論集幕藩体制 第4巻 天領と支配形態』、雄山閣出版、1994年、初出は『国史学』第138号、1989年）参照。

10) 「御城代記録」（愛知県西尾市岩瀬文庫所蔵）には「慶長五子年、三左衛門（池田輝政）様御替り、松平宮内様御代官被成、小代村ニ而」とある。

とめて発給したのである。発給者の森右馬助は遠江国中泉代官である。そして宛所が、「あわしろ佐助殿」と記載されているように、上層百姓に納入責任をおく個人請と考えられる。

それでは、奥書にある小請取とはどんなものであろうか。慶長7年を事例に見てみたい。書式はつぎのようなものである。

請取申候わたの事

合百七拾匁 但、別所の作右衛門はかりなり、
右請取所、実正也、^(如腕)仍件、

慶長七年
寅六月十六日

森右馬助内手代
与兵 (印) (花押)

粟代
左介

見てわかるように、表題・納入品目・納入量・請取文言・発給年月日・差出・宛所が簡単に書かれているだけのものである。表3は、慶長7年に発給されたことが確実に知られる小請取を一覧表にまとめたものである。小請取は6月16日から12月晦日まで計13通が発給されていて、しかも年末に集中することなく、夏と秋～冬に分散して納入されている。このうち①②は、綿の収穫にあわせて徴収したことによるものだろう。また、4人の発給者のうち、菅伊あるいは伊賀となっているのは代官の菅沼伊賀守三照のことである。他の3名は、与兵が森右馬助の手代であり、その他のふたりも手代だろう。そして、受取人は左介(助)・孫八・新兵衛の三人の名前が見えている。彼らのうち新兵衛は粟代村の庄屋であり、他の2人も上層百姓であろう。つまり、個人請による年貢負担が想定されるのである。年貢のうち、大半は銀によって納入され、そのほか金・鏝・綿・厚紙でも納められている。金と銀が併用されているのは三河国山間部に位置する粟代村の地域的特質を示すものとして興味深い。

以上、年貢割付状・年貢皆済目録そして年貢小請取の書式の分析をおこない、同時にその年貢負担の態様について考えてきた。簡単に言うと、年貢割付状が代官から発給されると、村方

表3 慶長7年(1602)年貢小請取一覧

No.	日付	差出	受取	銀(匁)	金(両)	鏝(文)	綿(匁)	厚紙(束)
①	6月16日	与兵衛	左介				170	
②	7月13日	彦十	新兵衛	128.84			81	
③	7月13日	彦十	孫八	5.36				
④	7月15日	彦十	新兵衛	72.00				
⑤	8月17日	彦十	新兵衛	16.92				
⑥	8月24日	彦十	新兵衛	11.88				
⑦	11月19日	菅伊	左助					10
⑧	11月19日	伊賀	左助		0.2.0			
⑨	12月13日	伊賀	孫八	10.50				
⑩	12月25日	菅伊	左助	57.41				
⑪	12月25日	菅伊	左助			500		
⑫	12月26日	平兵衛	左助					8
⑬	12月晦日	伊賀	—	18.72				

では代官手代の指示を受けて年貢を納入する。それは一括しておこなわれるのではなく、何度かに分割してなされ、そのたびに代官手代は小請取を出す。そして年貢を完納した段階で、改めて一紙にまとめた年貢皆済目録が発給されるのである。

4. 年貢納入と幣制

本章では、年貢の収納の実態について、納入形態と割賦状況に注目して見てゆく。すでにのべたように、三河国では、年貢の金納・銀納および一部現物納が実現していた。表4は、年貢が現実にはどのようなもので納入されていたのかを年貢小請取・年貢皆済目録のなかから調べたものである。さきに年貢割付状の書式を検討する過程で、年貢賦課の基準は、銀によって表示されていたことを指摘した。ところが、実際には様々なものが納入されていたのである。とくに慶長年間には、貨幣は金・銀・鏝、現物として紙・綿・米・大豆が納入されている。この年貢納入がどのようにおこなわれるかという問題は、優れて幕藩領主の動向とかかわる事項と考えられる。というのも豊臣政権末期から徳川政権成立当初である慶長5・6年段階では、年貢賦課基準は石高であり、米納年貢の比重が無視できない。ところが表4のように、慶長7年以降、銀納の比重が増大していき、慶長9年には銀が年貢賦課基準に採用されるのである。

この転換は、徳川政権による法定通貨の発行＝幣制統一政策の展開と軌を一にしているのである。徳川政権は、慶長6年、江戸・京都・佐渡・駿河で大判・小判・一分判の金貨を鑄造する。同時に伏見に銀座を開設して、丁銀・小玉銀（豆板銀）を鑄造した。これによって、品位の一定した全国貨幣が流通する基礎ができあがったのである¹¹⁾。三河国設楽郡のような山間部でも、慶長10年の年貢小請取には「丁銀」「こま銀」「小判」がみえている。一例を示すとつぎの通りである¹²⁾。

上納粟代村巳御年貢之事

- 一、丁銀七匁五分者 こま銀ニて納
- 一、丁銀八匁四分者 代物ニて納
- 一、丁銀六拾匁者 小判ニて納

合七拾五匁九分也、

右仍如件、

慶長拾年
巳十一月十三日

彦九兵下代
久左衛門（印）（花押）

あわしろ
新兵衛弁

このように三河国の年貢収取では、金と銀が併用されていたのであるが、その比重は時期的に大きく異なっている。まず慶長8年以降は、年貢納入形態に占める銀の部分が大きく、慶長9

11) 土屋喬雄・山口和雄監修、日本銀行調査局編『図録日本の貨幣 2 近世幣制の成立』（東洋経済新報社、1973年）、今西嘉寿知執筆「解説」部分参照。

12) 本多隆成によると、三河国において彦坂九兵衛が発行した年貢割付状は、慶長14年以降であり、それ以前は代官を務めていなかったため未発給だとする（本多隆成「幕藩成立期の代官と奉行人—彦坂九兵衛光正を中心に—」『地方史静岡』第25号、1997年）。しかし粟代村の年貢小請取をみると、慶長10年7月4日までは鳥山洞意の手代から発給されているが、10月22日以降は彦坂九兵衛の手代から発給されている。よって彦坂九兵衛は、設楽郡山間部（奥三河）では、慶長10年後半から代官を務めていたことは確実である。

表4 年貢收取種類別一覧

年号	金(両)	銀(匁)	錠(文)	紙(束)	綿(匁)	米(石)	大豆(石)	口銭(文)	六尺給米(文)
慶長 7 (1602)	0.2	321.63	500	18	251				
慶長 8 (1603)		782.65	300						
慶長 9 (1604)		772.60							
慶長 10 (1605)	(銀 360 匁)	366.75	(銀126.16)						
慶長 12 (1607)		800.70	1200						
慶長 13 (1608)	3.2	0.1	33700・(銀98)						
慶長 14 (1609)	0.1		63600						
慶長 18 (1612)	3.2	4.50	36760	10.2		4.430	0.600		
寛永 2 (1625)	14.3	11.00							
寛永 3 (1626)	15.3	11.80							
寛永 20 (1643)	19.1	4.60						2432	
寛永 21 (1644)	18.2	11.90						2322	
正保 2 (1645)	21.1	5.00						2680	銀 4.2
承応 2 (1653)	8.2	5.00						1071	
明暦元 (1655)	7.0	2.00						879	
明暦 2 (1656)	8.2	2.50						1064	
明暦 3 (1657)	9.3	5.00						1224	
万治元 (1658)	8.2	9.50						1071	
万治 2 (1659)	8.3	1.50						1115	
寛文元 (1661)	8.1							1033	
寛文 2 (1662)	8.1	5.00	111					34	
寛文 3 (1663)	7.0	1.50						883	
寛文 4 (1664)	8.1							1033	
寛文 5 (1665)	8.3		825					1082	374
寛文 6 (1666)	8.0		850					1024	368
寛文 7 (1667)	6.2		182					818	338
寛文 8 (1668)	6.0		443					761	385
寛文 9 (1669)	6.3		703					863	476
寛文 10 (1670)	6.1	4.50	704					803	478
寛文 11 (1671)	6.1							788	391
寛文 12 (1672)	6.2	6.00	368					823	341
延宝元 (1673)	6.0	4.00						761	
延宝 2 (1674)	6.0	7.50						756	
延宝 4 (1676)	6.3							859	

(註) 慶長10年分は、金・錠とも銀納表示のため、実際の納入額は不明。

年は皆銀納である。ところが慶長14年には銀納は姿を消して、金納および錠納へと移行する。とくに錠納部分の増加が顕著である。元和期は史料がなくわからないが、寛永2年以降、金と銀は併用されるが、ほぼ金納が主体で、銀納部分は端数処理の手段としてしか使用されなくなり、これさえも徐々に錠納に切り替えられる傾向にある。しかし取銀による年貢賦課基準は、年貢割付状では延宝年間に至るまで一貫して維持されている。金あるいは銀が年貢として徴収されること自体は、山間村落に共通する現象であり、幕藩領主の積極的な貨幣納年貢実現政策という評価が妥当する¹³⁾。

しかし、収納あるいは賦課基準となる貨幣が金と銀のどちらによるのかは、すぐれて領主的意向と地域の流通貨幣に左右される。けれども銀を賦課基準とする年貢制度が採用されている

13) 佐藤孝之『近世前期の幕領支配と村落』第3編第1章(巖南堂書店、1993年)。初出は同「近世幕領における永高制—北遠幕領に事例を中心に—」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和52年度、1978年)、同「近世前期北遠幕領における年貢收取」(『同前』昭和53年度、1979年)。

にもかかわらず、実際に納入される年貢が銀納から金納へと移行するのは、当該地域の通用貨幣が、その地域の流通構造に規定され、銀から金へと変化してゆく過程においてもたらされた結果ではないだろうか。ここで想起されるのは、土地証文の表記から流通貨幣を分析した浦長瀬隆の研究である¹⁴⁾。浦長瀬によると、三河国では17世紀初頭は銀の使用が確認できるが、1670年代には金の使用が増加し、銀は少額貨幣として使用されるだけで金遣い経済圏に包摂されるという。粟代村の年貢収取に見える貨幣は、この土地証文の傾向と一致している。

5. 幕藩領主支配と銀納年貢強制

前章では、銀納から金納へと年貢納入形態が移行する要因・背景について検討してきた。それでは、三河国山間部の流通貨幣が金を主体とし、年貢も金納へ移行しても、銀が依然賦課基準となり続け、否定されないのはなぜか。それを幕藩領主支配の観点から考察してみたい。

第一に、銀納年貢形態は西日本型の特徴である。おそらく、この形態が一般化している地域は、三河以西と考えられる。三河国設楽郡に隣接する遠江国周智郡では、永高制による金納年貢形態がとられており¹⁵⁾、年貢形態を見るかぎり三河国設楽郡と遠江国周智郡の郡界が東西の分岐点と見ることができる。つまり三河国は地域全体としては、三河・伊勢湾を經由して畿内に直結する物資輸送網・流通構造をもつ。そして幕府直轄領も、前記のルートを前提条件にした設定がなされているのである¹⁶⁾。

しかし粟代村の立地する三河国山間部（奥三河地域）は、信濃国や美濃国へ伊那街道や飯田街道が通じており、中馬と呼ばれる民間陸上運輸業が展開する。三河国から信濃国に進出する在方売込商人（農村荷主）は、茶や木綿、繰綿、紙、みかん、鯉節を商品として、もっぱら金貨による決算をおこなう¹⁷⁾。こうした立地条件にある粟代村では、銀納基準による金納年貢制という複雑な形態が維持・存続するのであろう。いってみれば、粟代村のもつ地域的特質が、三河国内部では地域的偏差となって現象するのである。

第二に、年貢賦課基準として銀納原則が維持される形式自体に意味がある。いうまでもなく金は定位の表記貨幣であり、銀は秤量貨幣である。そのため、金と銀の直接的な換算は成立せず、相場による両替が必要となる。

表5は、年貢皆済目録・小請取等に記載された相場を示している。

表5 銀相場一覧

年号	(匁)
慶長13 (1608)	78
元和4 (1618)	64
寛永2 (1625)	58
寛永3 (1626)	52
寛永20 (1643)	54
寛永21 (1644)	54
正保2 (1645)	54
正保3 (1646)	54
承応2 (1653)	54
明暦元 (1655)	54
明暦2 (1656)	54
明暦3 (1657)	54
万治元 (1658)	54
万治2 (1659)	54
寛文元～延宝4 (1661～76)	54

〔註〕 数値は金1両あたりの銀相場値段。

14) 浦長瀬隆『神戸大学経済学叢書 第9集 中近世日本貨幣流通史—取引手段の変化と要因—』（勁草書房、2001年）。

15) 前掲註（13）佐藤著書参照。

16) 前掲註（9）山本論文および村瀬正章『近世伊勢湾海運史の研究』（法政大学出版局、1980年）参照。

17) 中井信彦「元禄期の都市商業と農村商人—貞享3年松本荷問屋の大福帳から—」（伊東多三郎編『国民生活史研究 第2巻 生活と社会経済』、吉川弘文館、1959年）、古島敏雄『古島敏雄著作集 第4巻 信州中馬の研究』（東京大学出版会、1975年）。粟代村の明暦3年人別帳では、26軒中7軒で馬8匹を確認できる。そのうち庄屋新兵衛は馬2匹を所持する。

見てわかるように、寛永3年(1626)以前は、金1両あたりの相場は変動しているが、寛永20年以降は、金1両あたり銀54匁に固定されている。史料の制約からいつごろ固定相場＝「御定め相場」が採用されたのかは不明であるが、おそらく寛永2・3年頃と思われる。

a 預り申丑ノ年御年貢金子之事

銀合八百六拾目者

此金拾四両三分・銀四匁五分、但壹両ニ付五拾八匁かへ

右預り申所也、但銀祿段極次第勘定可申候、仍如件、

(寛永2年)

丑極月廿六日

井上三右衛門(花押)

栗代村

左平次殿

まいる

b 預り申寅御年貢銀之事

合八百三拾目者

此小判拾五両三分・銀拾壹匁ニて納

口済

右預り申所実正也、重而江戸相場次第ニ勘定可申候、仍如件、

(寛永3年)

寅極月廿三日

井上三右衛門尉(印)(花押)

栗代村左平次殿

まいる

a・bは、ともに寛永2・3年の年貢皆済目録である。注意したいのはその表題にある。これは「預り」と記載され、年貢は仮に決済されたにすぎないのである。そしてa＝「銀祿段極次第」、あるいはb＝「江戸相場次第」により、改めて年貢納入がおこなわれるのである。しかも江戸相場が換算基準である。このような処置が取られた背景には銀値段の高騰があった。

預り申丑ノ御年貢銀之事

合壹両二分・代七百九拾文ニて納

口済

右是ハ、銀之祿段上り申ニ付如此候、江戸ニ而納次第ニ重而勘定可申候、仍如件、

(寛永3年)

寅十二月十日

井上三右衛門尉(印)

栗代村 新五右衛門殿

まいる

寛永2年分の年貢は、最初金1両あたり銀58匁で徴収されたが、銀値段の高騰によって生じた実損部分を翌年に追加徴収されている。前年の徴収分と翌年の追徴分とを合算すると、ほぼ銀54匁に相当する。そして、寛永3年分の年貢は銀52匁で換算されている。その後は、相場の変動ともなう領主側の損失部分の発生を回避する目的で、年貢収取における固定相場が採用されたのであろう。しかも金1両＝銀54匁という相場は、幕藩前期の実質的な通用相場である金1両＝銀60匁よりも10%高く設定されているから、それだけ幕藩領主に有利な相場が、百姓側に強制されたのである。

さらに付言すれば、元和～寛永年間は、元和7年(1621)大坂御蔵奉行設置、寛永2年(1625)大坂御金奉行設置、寛永5年(1628)御蔵米の百姓払禁止、同年畿内における三分一

銀納実現等々の諸政策が施行されており、幕府主導による幕藩制的市場の編成が進展する時期でもある¹⁸⁾。したがって、三河国における年貢収取の変容は、前述のような全国的動向に規定されたためと推測されるのである。

6. 年貢割賦と年貢勘定

前章では、年貢収納の態様について検討を加えてきたが、ここでは年貢率決定方法と村内割賦を、石高制と関係づけながら考えてみたい。年貢量、具体的には賦課基準である取銀は、どのように決定されるのか、それについて年貢割付状や年貢皆済目録からはまったく知ることができない。しかし、粟代村の場合、延宝4年（1676）「反別取付帳」によって、明暦2～延宝3年（1656～75）まで過去12年分の反別の年貢率（取銀）が判明する（表6）。表題のように反別（有反）当たりを取銀量が算出される反取法が採用されていたのである。したがって寛文・延宝期には、石高は年貢賦課基準としては機能していないのである。

それでは、村内割賦はどうだったのか、それを初期村方騒動により考えたい。

a 「^(包紙ウツ書)
一札 粟代村中 」

乍恐申上候

- 一、彼新兵衛殿作り被申候田地六筋御座候処ニ、御年貢納申候所、銀五拾五匁五分七りんならてハ出不申候事、
- 一、小百姓まへハ一筋付銀四十め又ハ五拾め御取被成候付、百姓めいわく仕候間、則御本帳を以御取候て給候へ由、百姓共様々わひこと申候へ共、尔今かてん無御座候故、小百

表6 明暦2～延宝3年（1656～75）反別取銀一覧

年号	下田(匁)	中畑(匁)	下畑(匁)	屋敷(匁)	新畑(匁)
明暦2(1656)	6.117	6.708	5.505	6.447	—
明暦3(1657)	7.350	7.739	6.332	6.447	—
万治元(1658)	6.336	6.969	5.702	6.447	—
万治2(1659)	6.400	7.037	5.758	6.447	—
万治3(1660)	5.122	5.185	4.243	6.447	—
寛文9(1669)	5.162	5.674	4.604	6.447	—
寛文10(1670)	4.632	5.905	4.169	6.447	—
寛文11(1671)	4.564	5.020	4.107	6.447	—
寛文12(1672)	4.754	5.230	4.279	6.447	—
延宝元(1673)	4.400	4.857	3.973	6.447	—
延宝2(1674)	4.490	4.904	4.043	6.447	3.405
延宝3(1675)	4.959	5.454	4.463	6.447	2.979

〔註〕数値は1反当たりの取銀量

18) こうした一連の動向については、つぎのようなものがある。佐々木潤之介「17世紀における年貢の機能」（『増補・改訂版幕藩権力の基礎構造』33～98頁、御茶の水書房、1985年）、朝尾直弘「畿内における流通統制」（『近世封建社会の基礎構造』257～302頁、御茶の水書房、1967年）、峯岸賢太郎「幕藩前期における年貢百姓拮据—信州佐久地方を事例として—」（『人文学報』第89号、1972年）。

性四・五人所々江牢人仕候事、
右之趣、有様ニ御聞わけ候て可被下候、

(元和六年)

申ノ

九月十四日

粟代村

久三郎

五郎助

中川勘助様御内

(姓)
御小生衆様
御披露

b 乍恐申上事

一、粟城村久三郎六年以前ニ惣百姓引そゑ、我等所ニ出入有之様ニ申かけ候所ニ彦坂九兵衛様御手代山田理右衛門殿と古戸村源助・月村新左衛門と申者ニ被仰付勘定致候へハ、少も出入無之候、其後御免状彼久三郎ニ渡シ、年々のわりを仕らせ候事、

一、久三郎津具村へ立のき申様子ハ、我等おい出し不申、只今ニも罷帰候ハ、御公方之よせい又ハ地下之よせいにて御座候間、返し申度事、

一、彼久三郎を我等打ころし候ハんとの様子 御前へ申上候由 (以下、欠損)

この争論は、年貢勘定をめぐる、庄屋新兵衛と粟代村中ニ惣百姓との間に発生した初期村方騒動である¹⁹⁾。aは粟代村中の訴状、bはそれに対する庄屋の返答書である。

百姓側の主張は、年貢賦課における庄屋の非違ニ恣意的年貢勘定の糾弾である。すなわち、①耕地1筋 (=1枚のことか) あたりの年貢取銀率の不公平、②小百姓側の過重負担、③その結果としての小百姓の離村現象、以上である。小百姓側は、庄屋新兵衛に対して「御本帳を以御取候て給候へ」=検地帳による年貢勘定を要求する。これに対し、庄屋新兵衛の反論は、①隣村百姓の確認による公平な年貢勘定、②年貢免状の公開と小百姓主導による年貢勘定、③逃散百姓の帰村容認・奨励、以上である。当然双方の主張はまったく相違している。小百姓側の主張では、庄屋が田地1筋あたり銀55匁5分7厘であるのに対し、小百姓は1筋あたり40~50匁と不利な相場を強要されていると非難している。残念ながら元和6年の銀相場がどれほどだったのか不明だが、表6では元和4年の相場が64匁だから、いずれにしても小百姓には厳しい取銀率である。しかしここで年貢賦課方法に注目してみれば、村内においても単位耕地当たり取銀率が決定される点に特徴がある。しかもそれは検地帳を使用しないのである。

それでは、なぜ反別なのか、そして石高は機能するのかもしれないのか、次章ではそれを考察することにしたい。

7. 貫高・石高・永高

幕藩前期において、しばしば散見される史料に「村指出」がある²⁰⁾。この「村指出」とは、村高・耕地別面積・諸引・本年貢・小物成等々の村落概況を、村方が詳細に書き上げたもので

19) 三河国の初期村方騒動の特質については、前掲註(4)並木論文、および小高昭一「村請制村落の形成と村方騒動—三河山間部を事例にして—」(『駒沢史学』第34号、1986年)参照。

20) 椿田卓士「近世前期『指出』について—相模国を中心として—」(『湘南史学』第7・8合併号、1986年)参照。

ある。「村指出」が作成されるのは、おもに支配替あるいは代官替の際の事前調査のためで、そのほか国絵図・郷帳徴収の時にも作成されている。粟代村にはこの「村指出」が何通か残存している。このうち、最も古いのは慶長8年のものである。

東三河三方領之内粟代村御指出之事

一、八貫三百文	公田	高辻
此内三貫百文	散田	
此内壹貫八百文		あれ
一、村代物四俵ひゑ大升壹斗貳升俵		
此外御なわ		
一、貳百五十石二升		高辻
此内三拾七石八升三合		あれ
此内九十四石四合		かり山
残而		
百十八石九斗三升三合		有高

右とおり、少も高辻浮所務隠置候之由訴人御座候ハ、御如法度可被仰付候、仍如件、
慶長八年卯九月廿八日

粟代
新兵衛（印）

（鳥山精俊）
洞意様
参

注意したいのは、冒頭に記載される公田・散田の貫高表示である。三河国設楽郡一帯では、天正18年に太閤検地が施行され、石高制が展開する。その際確定した村高が後段に記載されたものである。この貫高と石高の換算比率は不明で、とくに対応関係はうかがえず、機械的に換算された数値ではない。また反別との関係も不明である。しかし何らかの基準値として現実に機能したであろうということは、この公田・散田記載が、慶長10年（1605）、元和5年（1619）、寛永6年（1629）のそれぞれの「村指出」に書かれていることから推測できる。さて、ここで石高の機能をさらに考えてみよう。

一、粟代村之事、^{（池田輝政）}三左衛門殿御代ハかり山過分ニ候て、^{（与）}かいと畠百拾三石七升五合四尺ノ高以諸役仕候、

一、森右馬之助殿御代官之時者、物成ノ高以諸役仕候、

一、伊賀殿・洞意之御代官ノ時、平兵衛殿・伝右衛門殿御両所以書物を 高貳百石之諸役仕候、今ハ九兵衛殿様御代ニ罷成、山河之高共ニ被仰付候之間、御手代久左衛門殿頼入申上候へ者、本成ニなり共、又ハ御さおにて成共、如前々可被仰付之由、御意被成候与久左衛門殿被仰候、仍待申候得共、又兵部殿ニ渡り申候、折々此段之儀申上候へハ、御訴訟被成候間、何共一〇百姓共魂氣仕候間、九兵衛殿様へ此由御訴訟被成候而可被下候、奉憑申候、此うへ何与成共、百姓罷成候様ニ御申奉憑申候、仍如件、

二月二日

新兵衛判

この史料の作成年代は、「今ハ九兵衛殿様御代ニ罷成」との表現から彦坂九兵衛光正の支配期間のものである。さらに限定すれば、「又兵部殿ニ渡り申候」の表記により彦坂光正の手代

むすびにかえて

以上、慶長初年から延宝期までの17世紀における年貢割付状・年貢皆済目録の成立過程に注目し、書式の検討、年貢収取と石高制・幣制の確立をめぐる基礎的考察を試みてきた。ここで再び論証事実を繰り返すことはしないが、簡単にいうと、三河国の地域的特質とは、東西の分岐点に位置する地理的条件に規定されるという点にある。この地理的条件が、その政治的・経済的条件とあいまって、その時期に相応する特性を形成・変容させるのである。

しかし、この地理的特質の把握については、なお残された課題が少なくない。たとえば、山間村落における米穀のもつ意味、その流通・循環過程の実態分析、金銀の補助貨幣であり、かつ実質的な流通手段である錢貨の動向、そして18世紀以降の具体的態様についてはふれることができなかった。こうした点については、今後の課題としておきたい。

【付記】本稿は、1985年11月11～12日にかけて実施した金田新五右衛門家調査の成果に基づくものです。調査当日は、ちょうどイノコの日にあたり、ご当主の新五右衛門氏をはじめ、ご家族の方々から、自家製の煎茶・ぼた餅・味噌汁を振る舞っていただきながら調査をおこなうことができました。とはいえ今日まで成果の公表が遅れましたことをお詫び申し上げます。

また調査にあたっては、小高昭一・出口宏幸の両氏にご教示を賜りました。記して感謝申し上げます。

(下) (『埼玉地方史』第10・11号、1981年)、神立孝一『近世村落の経済構造』第2章(吉川弘文館、2003年)。初出は同「関東『畑永』の成立について—武蔵国多摩郡大沢村を中心に—」(『創価経済論集』第13巻第4号、1984年)、同「関東『畑永』の変遷について—武蔵国多摩郡大沢村の場合—」(『同前』第14巻第2号、1984年)の諸論文参照。ちなみに三河国では、八名郡も永高であるという(『地方凡例録』上巻35頁)。他に設楽郡嵩山村・大野町村・細川村・池場村、八名郡井代村でも永高が確認できる(『鳳来町内江戸時代の年貢』、鳳来町古文書教室、1986年)。なお井代村の年貢割付状では、寛文4～宝永5年(1664～1708)まで永高が使用されている。